

元消安第2431号  
令和元年10月2日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、  
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委  
員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第  
3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中  
の残留基準を設定すること。

イマザピル



## 「イマザピル」の食品安全基本法第24条第1項第5号の規定に基づく 食品健康影響評価の依頼について

下記の農薬について、飼料中の残留基準値を検討する当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するもの。

### 1 諮問の経緯

イマザピルの飼料中の残留基準値は、平成18年5月に暫定的に基準値を設定し、以下の表のとおり平成27年12月に基準値を見直したところ。

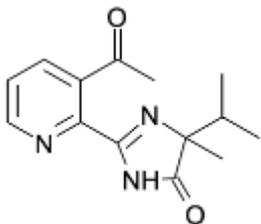
今般、当該成分がオーストラリアで大麦に対して使用されていることが把握（コーデックス委員会で基準値が設定）されたことから、大麦に基準値を設定するため、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する。

（参考：飼料用大麦の輸入の約65%は、オーストラリア（平成30年度））

飼料	残留基準値 (mg/kg)
小麦	0.05
大豆	5
大豆油かす	7
とうもろこし	0.05
牧草	30

### 2 イマザピルの概要

イミダズリノン系の除草剤。アセトヒドロキシ酸合成酵素を阻害し、DNA合成及び細胞分裂を阻止して枯死させると考えられている。

	イマザピル (ISO名: Imazapyr) 分子式: $C_{13}H_{15}N_3O_3$ 分子量: 261.3
---	---

### 3 今後の方針

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を受けた後、飼料中の残留基準値を検討する。

## 提出資料の一覧

作物残留試験（大麦）（JMPR評価書2017年）